⑬　安全文化（Safety culture）
　安全に係る個人又は組織の価値観、姿勢、能力又は行動様式の総体をいう。安全文化は、ハザードが報告されることの促進、報告者の公正な取扱い、変化する要求への柔軟な対応、及び明らかにされたハザードに学ぶことを含む。
⑭　安全データ（Safety data）
　参照、処理又は分析のために収集された事実又は数値であって、安全の維持又は安全性の向上に活用できる可能性があるものをいう。
⑮　安全情報（Safety information）
　安全管理及び安全インテリジェンスの開発のため、必要に応じた処理、整理又は分析がされた安全データをいう。
⑯　安全インテリジェンス（Safety intelligence）
　安全情報の収集・分析を行うプロセスにより作り出され、意思決定を支援するものをいう。
⑰　航空事故（Accident）
　航空法（昭和27年法律第231号）第76条第１項各号に掲げる事故をいう。
⑱　重大インシデント（Serious incident）
　機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法第76条の２の国土交通省令で定める事態をいう。
⑲　航空事故等
　航空事故及び重大インシデントをいう。

２．構成と位置付け

　本プログラムは、シカゴ条約の附属書19並びに国際民間航空機関（以下「ICAO」という。）の安全管理マニュアル（Safety Management Manual）及び安全監視マニュアル（Safety Oversight Manual）Part Aに基づき、４つの構成要素（以下「Component」という。）及び８つの重要要素（Critical Elements。以下「CE」という。）を中心として構成されており、我が国の航空安全管理の主要事項を明確にしたものである。
　ICAOが提示している４つのComponent及び８つのCEを中心とした安全管理の枠組みを、図１に示す。

図１　ICAOの提示する安全管理の枠組み



　また、本プログラムに係る取組において、航空安全当局は、人間のパフォーマンスの影響を考慮する必要がある。人間のパフォーマンスは人間の能力と限界の影響を受け、人間は複雑に変化する業務環境に順応し、各人の状況解釈に基づいて合理的と考える行動をとる。航空安全当局は、こうした人間の特性を踏まえて、１つの社会技術システムである航空分野において、人々が安全性の向上に力を発揮できるように、方針及び手順等を策定し、実施し、及び継続的に見直すものとする。

第１　航空安全当局の安全方針等（SSP Component-1）

1.1　我が国の航空法（CE-1）
　我が国では、シカゴ条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠した航空法が制定されている。
　また、航空安全当局職員は、同法の規定に基づき安全監督を行い、必要に応じて、航空機、運航、施設、人員、記録等を確認する権限を有している。
1.2　我が国の運用規則（CE-2）
　航空安全当局は、航空法の規定に基づき、及び同法を実施するため、航空法施行令（昭和27年政令第421号）、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）及び運用規則等に係る検討を行い、それらが適切かつ妥当であり続けることを確保するため適宜見直しを行うものとする。
1.3　関係機関との役割分担並びに安全方針及び安全目標
1.3.1　関係機関との役割（CE-3）
　航空安全当局は、関係行政機関との協力関係を構築し、安全管理を実施するものとする。また、航空安全当局は、効果的かつ効率的な本プログラムの実施を確保するため、航空安全当局及び関係行政機関が参加する「航空安全プログラム委員会」を設置するとともに、航空運送事業、航空保安業務及び空港管理業務の各分野における安全情報、再発防止策及び未然防止策、安全指標等の把握・分析等を行うため同委員会の下に分野ごとの安全部会を設けるものとする。
　航空安全当局及び関係行政機関の役割の分担を次に示す。また、⑴から⑶までの組織体制並びに航空安全プログラム委員会及び分野ごとの部会の構成員を図２に示す。
⑴　国土交通省航空局
　国土交通省航空局は、国土交通省に設置される組織であり、航空機の安全の確保及び航空機の航行に起因する障害の防止並びに航空機の航行の安全の確保に関することを所掌しており、航空安全当局としての業務提供者に対する監督業務も担っている。
　なお、国土交通省航空局は、上記のほかに航空従事者の教育及び養成並びに航空従事者に関する証明に関すること並びに航空路、航空交通管制、飛行計画及び航空機の運航に関する情報の提供に関することも所掌している。
　国土交通省航空局は、航空安全当局としての業務を行うに当たり、⑵から⑷までの行政機関と、情報共有、意思疎通及び調整を図るものとする。
⑵　運輸安全委員会
　運輸安全委員会は、独立性の高い専門の調査機関として設置され、航空事故等の発生の原因や航空事故による被害の原因を究明するための調査を行い、報告書の公表や、国土交通大臣又は原因関係者に対する勧告等を実施する。また当該調査で得られた知見に基づき、航空交通の安全に有益な情報についてタイムリーかつ積極的な情報発信を行い、航空事故等の再発防止や航空事故による被害の軽減に努める。
⑶　気象庁
　気象庁は、悪天による航空交通への影響を軽減し、航空機の安全な運航に寄与するとともに、航空交通管制を支援するため、シカゴ条約の附属書３に基づき、航空気象情報を提供する。
⑷　捜索救難業務に関係する行政機関
　航空機の捜索救難に関する事務は、航空機の捜索救難に関する協定（昭和40年３月18日）に基づき、警察庁、消防庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び防衛省が相互に協力して実施する。これらの行政機関は、シカゴ条約の附属書12に準拠して、東京捜索救難区（我が国が捜索救難業務を提供する捜索救難区の区画をいう。）における航空機の捜索救難を迅速かつ適確に実施する。